

令和6年度 第1回 水戸市男女平等参画センター運営委員会

日 時 令和7年2月27日（木）午前10時～
場 所 水戸市男女平等参画センター 501・502 研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和7年度事業計画（案）について
- (3) 水戸市男女平等参画センターについて
- (4) その他

4 閉 会

水戸市男女平等参画センター運営委員会 委員名簿

(50 音順)

氏 名	区 分	役職名等	備 考
飛鳥 斗亜	市民団体	NPO法人 RAINBOW 茨城 会長	
大森 茂宏	行政機関	茨城県ダイバーシティ推進センター長	
鬼澤 幸夫	女性団体	みと男女平等参画を考える会 幹事	
鐘築 千草	公 募		
小磯 重隆	学識経験者	茨城大学准教授	委員長
小路 裕子	女性人材バンク	女性人材バンク	
須田 絵梨奈	商工業団体	水戸商工会議所青年部 委員	
武井 淳子	公 募		
中山 一美	市民団体	水戸更生保護女性会広報部部長	副委員長
袴塚 禮子	女性団体	水戸市地域女性団体連絡会 監事	
深沢 みゆき	市民団体	「水戸の女性史」をつくる会	
藤田 秀子	女性人材バンク	女性人材バンク	
細谷 智二郎	地域団体	ふあいぶたうんコミュニティ 副会長	
松橋 裕子	商工業団体	水戸商工会議所女性会 会長	
八木岡 しづ子	女性団体	水戸女性会議 監事	

委員の任期 令和5年12月1日から令和7年3月31日まで

令和6年度実施事業

1 男女平等参画に関する学習機会の提供

(1) 男女平等参画塾

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
10月26日(土) 10:00～12:00	女性のための護身術 WEN-DO 講座	橋本明子(リアライズYOKOHAMA代表)	20	17	—	17	—

(2) 子ども対象講座

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
11月2日(土) 10:00～12:50	デートDVって何?よりよい関係を築くために	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」)	—	182	—	182	—
11月22日(金) 13:30～14:20	「自分らしい職業につくために」～固定観念や性別にとらわれない職業選択について～	齋藤幸子(茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」), 富永高章(石川認定こども園教頭兼教諭), 白田美香(南消防署消防吏員)	—	101	—	—	—

(3) ワーク・ライフ・バランス講座

日 時	内 容	講 師	募集 人員	事業 所数	参加者		
					総数	男性	女性
10月17日(木) 14:00～16:00	女性活躍及び仕事と家庭の両立支援セミナー	勝部蘭(社会保険労務士), 小田倉広美((株)ノーブルホーム), 木村 覧夫((株)アトラクティブ), 皆川雅彦(社会保険労務士)	—	28	54	16	38

2 女性活躍推進事業

(1) 就業支援講座

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
7月12日(金) 10:00～12:00	働くママになるための知っておきたいお金と仕事 基本のキ!	高村浩子(ファイナンシャルプランナー, キャリアコンサルタント)	30	5	—	5	—

(2) キャリアアップ講座

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
3月22日(土) 13:30～15:00	仕事に活用 マイナス → プラス 変換へ	中島美那子(茨城キリスト教大学教授)	25		—		

(3) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナー

連携先	日 時	内 容	講 師	参加者		
				総数	男性	女性
茨城大学	12月20日(金) 10:35～12:20	わたしのキャリアとワーク・ライフ・バランス	清山玲(人文社会科学部教授), 前田規子((株)日立ハイテク), 鈴木聡美((株)茨城新聞社), 山名龍一郎(水戸市商工課)	82	—	—

(4) 女性起業家によるセミナー及び相談交流会

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
11月16日(土) 13:00～16:00	私のHOW TO起業 ～自分で決める 自分で稼ぐ～	増田紀彦((一社)起業支援ネットワーク NICE 代表理事), 鈴木真里子(cafe rit. オーナー), 鈴木直美(flat オーナー), 林綾子(茨城県よろず支援拠点コーディネーター), 九里実(日本政策金融公庫水戸支店国民生活事業融資第二課長)	30	19	—	19	—

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) 市民・事業者向け性的マイノリティ研修

日 時	内 容	講 師	参加者					託児 人数
			総数	男性	女性	それ 以外	回答 しない	
9月29日(日) 14:00～15:30	学校×LGBTQ～当事者の想いを聴いてみよう2024～	RAINBOW 茨城会員	65	—	—	65	—	—
2月21日(金) 19:00～20:30	「医療現場における性別に違和感や不一致を抱える当事者の困難と対応」	西野明樹(一社)gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会	17					—

4 男女平等参画に関する市民協働事業の実施

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2024

日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者					託児 人数
				総数	男性	女性	それ 以外	回答 しない	
9月1日(日) 14:00～16:00	未来へつなぐメッセージ 【第1部 基調講演】「誰一人取り残さない防災～男女平等参画の視点から～」 【第2部 防災クイズ・トーク & トーク】	基調講演 小山内世喜子 (一社)男女共同参画地域 みらいねっと代表理事), トーク & トーク 小山内世喜子, 水戸市防災・危機管理課, 菊地真衣 (LuckyFM 茨城放送アナウンサー)	会場 300	230	—	—	—	—	—

(2) 男女平等参画推進月間映画祭

団 体	日 時	上 映 作 品	募集 人員	参加者			託児 人数
				総数	男性	女性	
水戸女性会議	9月7日(土) 13:30～15:30	たかの 「高野豆腐店の春」	150	84	16	68	—

(3) 男女平等参画推進月間市民企画講座

団 体	日 時	内 容	講 師	募集 人員	参加者					託児 人数
					総 数	男 性	女 性	それ 以外	回答し ない	
茨城県女性のつば さ連絡会中央地域	9月8日(日) 10:30～12:00	誰一人取り残さない 社会を目指して～あ なたの知らない薬物 依存のこわさ～	岩井喜代仁(茨城ダ ルク(今日一日ハウ ス)・女性シェルタ ー代表	50	46	8	38	—	—	—
(特非) NPO 消費者 市民ネット 21	9月8日(日) 13:00～15:00	SDGs から考える世 界の女性や子どもの 貧困～そして日本は ～	田山知賀子((特 非)NPO 消費者市 民ネット 21 副代表 理事・水戸市消費生 活センター長)	30	37	11	26	—	—	—
みと男女平等参画 を考える会	9月15日(日) 10:00～12:00	みんなで井戸端会議 パートⅡ～考えよう! 地球環境に対応 できる男女平等のあ り方～	西野智子(森の守り 人代表)	30	22	9	13	—	—	—
「水戸の女性史」 をつくる会	9月28日(土) 10:00～12:00	いっぱいいた! 活躍 した水戸の女性たち 『年表 水戸の戦後女 性史未来をみすえて』 出版を終えて	額賀せつ子・兼子千 恵子・米川久子(「水 戸の女性史」をつく る会会員)	40	53	5	48	—	—	—
(一社)大学女性協 会茨城支部みと	9月29日(日) 10:30～12:00	日本語指導の現場か ら～女性の視点から見 える課題について～	小泉光子(ラブニー ル元代表)	20	17	1	16	—	—	—
(特非) RAINBOW 茨 城	9月29日(日) 14:00～15:30	学校×LGBTQ～当事者 の想いを聴いてみよう 2024～	RAINBOW 茨城会員	70	65	—	—	65	—	—

(4) 市民団体との協働事業

団 体	日 時		内 容	講 師	募集 人員	参加者			託児 人数
						総数	男性	女性	
M・I・T・O21	2月22日(土) 10:00～12:00	協力	男女平等参画社会の 形成と促進事業 SDGs 講座「SDGs とファッ ションの世界」	奥森秀子 ((株) ア バンティ)	20				—
M・I・T・O21	3月15日(土) 13:30～15:30	協力	ありがとうみと文化 交流プラザ うたご え Cafe	—	60				—
水戸女性会議	7月22日(月) 13:30～14:30	協力	講演「全ての人安心して移動できる交通 体系の実現のために」	宮内一樹 (水戸市 交通政策課)	20	10	1	9	—
水戸女性会議	11月30日(土) 10:30～15:30	協力	先進地研修 NVEC 男女 共同参画推進フォー ラム「ジェンダー平等 を実現しよう～社会 基盤の整備と推進体 制の強化に向けて～」	浅倉むつ子 (早稲田 大学名誉教授), 大 沢真理 (東京大学名 誉教授) ほか	20	11	1	10	—
水戸女性会議	1月29日(水) 13:30～15:30	協力	講演会「日本女性会議 2001 みと」から 25 年 ～これまでとこれから 私たちはどう生きる か～	岡田広	40	42	1	41	—
水戸女性会議	2月19日(水) 13:30～15:00	協力	講演「キャッシュレス 時代を生きるために」	安田清美 (水戸市消 費生活センター)	30	19	3	16	—

5 男女平等参画推進に関する広報、情報提供

(1) 男女平等参画推進月間標語・写真コンテスト

種 類	内 容	応募数
標 語	最優秀作品 1 点, 優秀作品 2 点, 佳作 3 点	200 (前年度 199)
写 真	最優秀作品 1 点, 優秀作品 2 点, 佳作 3 点	12 (前年度 15)

(2) 情報誌「びよんど」編集発行

- 55 号 (1 月発行) ・水戸市男女平等参画推進基本計画 (第 4 次) 策定
 ・水戸市男女平等参画推進月間事業
 ・ヒューマンライフシンポジウム 2024 未来へつなぐメッセージ ほか

6 ロールモデルとなる女性及び組織等への支援

(1) 男女平等参画社会づくり功労賞

部 門	個人の部	団体の部	事業所の部
受賞者	高久 たかみ	(公社) 水戸法人会女性部会	—

(2) 女性人材バンク登録事業

内 容	登録者数
・市内に居住し、在学し、又は勤務する 18 歳以上の女性 ・市政に関心があり、専門的な能力や経験、資格等又は市民活動等の実績を有する者	21 名

7 「男女平等参画を阻害する問題に関する相談」・「性的マイノリティに関する電話・メール相談」・「女性のための労働相談」の実施

水戸市男女平等参画基本条例第 18 条に基づき、「男女平等参画を阻害する問題などの相談」に対応するとともに、関係機関との情報共有及び連携強化を図った。また、性的マイノリティであることを理由に差別や偏見に苦しむ当事者や家族等が抱えている悩みに寄り添い解決に導けるよう「性的マイノリティに関する電話・メール相談」を実施した。あわせて、女性のための労働相談を実施した。

No	事業名	実施期日	相談件数等
1	男女平等参画を阻害する問題に関する相談	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）	0 件
2	性的マイノリティに関する電話・メール相談	電話／毎月第 2 水曜日 18 時～20 時 メール／随時	電 話 14 件 メー ル 1 件
3	女性のための労働相談	電話／毎月第 3 土曜日 12 時～14 時	電 話 9 件

(令和 7 年 2 月 27 日現在)

8 水戸市男女平等参画センターの運営

(1) 男女平等参画センター登録団体の活動支援

男女平等参画センターに登録している団体の活動の安定及び向上を図るため、男女平等参画センターミーティングルームの利用等について支援するとともに、団体の要請に応じて、必要な相談・助言を行った。

(2) 男女平等参画に関する情報収集及び提供

関連資料、書籍等の収集に努め、男女平等参画センター図書資料室において資料等の公開、提供を行った。

2024(令和6)年度みと文化交流プラザ施設利用状況(令和7年1月末現在)

	室 名	合 計					
		女性	男性	どちらでもない・未回答	合計	件数	回数
6	大会議室	3,563	2,776	64	6,403	113	156
5	501研修室	770	621	18	1,409	133	174
	502研修室	397	319	38	754	45	72
	ミーティングルームA	628	54	92	774	89	142
	ミーティングルームB	211	5	12	228	29	41
	図書資料室	0	0	0	0	0	0
	交流スペース	0	0	0	0	0	0
4	401研修室	712	273	21	1,006	162	194
	402多目的室	319	35	0	354	72	109
	403多目的室	6,134	1,403	10	7,547	511	540
	404研修室	1,715	769	19	2,503	374	400
	405研修室	845	354	0	1,199	187	215
	小計	15,294	6,609	274	22,177	1,715	2,043
3	コミュニティルーム	0	0	0	0	0	0
	301和室	530	41	0	571	99	102
	302和室	2,055	260	0	2,315	233	264
	303調理室	120	56	0	176	20	35
2	201研修室	2,102	1,067	61	3,230	248	286
	202運動室	4,392	557	21	4,970	471	493
	203研修室	652	329	0	981	134	168
	204和室	1,671	860	0	2,531	320	333
1	コミュニティルーム	0	0	0	0	0	0
	101研修室	1,499	1,039	26	2,564	275	296
	102会議室	1,235	366	0	1,601	198	237
	小計	14,256	4,575	108	18,939	1,998	2,214
	合計	29,550	11,184	382	41,116	3,713	4,257

2024(令和6)年度みと文化交流プラザ施設利用状況(令和7年1月末現在)

[illegible]

令和 7 年度事業計画（案）

事業方針

男女平等参画社会の実現に向け、その目的の達成に向けた各種事業の一層の充実に努めるとともに、男女平等参画に関する様々な課題を、関係各課との連携によりワンストップで対応するため、男女平等参画課の本庁舎移転により拠点機能の強化を図る。

事業内容

1 男女平等参画推進事業

（１）男女平等参画塾

男女平等について認識・理解を深め、男女平等参画社会づくりに向けた人材を養成する。

（２）男女平等参画専門講座

専門性の高い情報や事象について男女平等参画の視点を切り口に読み解く。または、男女平等について更に専門的な知識の習得を目指す。

（３）男性対象講座

固定的性別役割分担意識の払拭に向け、男性の家庭や地域への参画を促す講座を開催する。

（４）子ども対象講座

性別にとらわれない職業選択の意識付けを図る講座を開催する。

（５）ワーク・ライフ・バランス講座

仕事とうまく向き合い、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの考え方を身につける講座を開催する。

2 女性活躍推進事業

（１）就業支援講座

起業等新たなビジネスにチャレンジする女性を支援する目的で講座等を実施する。

（２）キャリアアップ講座

会社において管理職や中堅に位置する女性が必要な、キャリアアップに関する知識や情報を提供し、働く女性を支援する。

（３）事業者向け人材不足解消セミナー

事業者に向けて、女性が活躍できる職場環境等の整備についての啓発を行う。また、研修等の機会

をとらえ、問題点や改善の手法等の情報の共有を図る。

(4) 市内大学連携による学生対象キャリアセミナーの開催

学生に向けて、将来のキャリア形成を考える場を提供し、意識改革及び啓発を図る機会とする。

(5) 男性の育児と仕事の両立講座

男性の育児参画に関する講座と育児相談を一体的に実施する。

3 性的マイノリティに関する事業について

(1) 誤解や偏見をなくすための取組の推進

市民や事業者に向けた研修会等を開催し、誤解や偏見をなくすための啓発を進める。

4 市民協働事業

(1) ヒューマンライフシンポジウム 2025

男女平等参画推進月間のメイン事業として開催する。

(2) 月間映画祭

男女平等参画推進の意識向上を図るため、映像での啓発を行う。

(3) 推進月間市民企画講座（公募）

市民参加型の男女平等参画推進を図るため、NPO・市民団体等が企画した講座を募集する。また、市民団体等の講座企画力や運営能力を高め、活動の活性化を図るため、講座実績に係る経費の一部を支援する。

(4) 協働事業

男女平等参画の視点をいかした講座等を市民団体との協働により実施し、関連団体の育成とともに、男女平等参画意識の醸成を図ることを目的として実施する。

5 広報事業

(1) 男女平等参画推進月間標語・写真募集

男女平等参画推進月間の趣旨の浸透を図るため、標語・写真作品を募集する。

(2) 情報誌「びよんど」発行

男女平等参画意識の醸成を図るため、年1回情報誌を編集発行する。

6 相談事業

- (1) 男女平等参画を阻害する相談に対し、水戸市男女平等参画基本条例第 18 条に基づき対応するとともに、関係機関と連携を図り対応する。
- (2) 性的マイノリティに関する相談に対し、専門相談員による月 2 回（毎月第 2・4 水曜）の電話相談及びメール相談を実施する。
- (3) 女性の労働に関する相談を、女性の社会保険労務士が月 1 回（毎月第 3 土曜）、電話相談として受け付ける。

7 男女平等に関する情報収集及び提供

男女平等参画に関する関係資料・書籍の収集に努めるとともに、希望する市民等に貸出等を行う。

8 市民団体活動支援事業

男女平等参画課を拠点として、利用団体として登録している市民団体の活動支援を行う。

9 男女平等参画推進委員会

水戸市男女平等参画基本条例に基づき、市長の諮問に応じて、男女平等参画に関する情報を収集し、啓発活動の状況を把握するとともに、男女平等参画を推進することを目的とする。

水戸市男女平等参画センターについて

1 移転に至る経緯

本市では、平成 13（2001）年に制定した男女平等参画基本条例において、男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し、男女平等参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を整備することを定めており、条例に基づき同年に男女平等参画センター（以下「センター」という。）を設置した。以来、センターは、男女平等に関する団体活動の支援拠点、各種講座等の活動拠点として、情報の収集・提供、女性のための相談など、様々な施策を展開してきたところである。

この度、センターを包含するみと文化交流プラザについて、建物の老朽化等により改築が必要であることから、拠点のあり方等について見直しを行った。

2 今後の方針

(1) 男女平等参画課について

建物の改築に伴い、令和 7 年 4 月 1 日より男女平等参画課は水戸市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）に移転する。

男女平等参画施策は広範多岐にわたる中、これまで行ってきた団体への活動支援に加え、市民一人一人に対する相談・支援が求められている。特に、これからの重要施策である女性の活躍推進については、子育て環境や就業環境等の充実に向け、庁内関係課との連携が不可欠である。そのため、男女平等参画センターが担ってきた拠点機能を本庁舎に移転し、庁内関係課との更なる連携強化を図ることで、男女平等参画施策に係るワンストップでの対応に取り組んでいく。

(2) 男女平等参画センターについて

男女平等参画課の本庁舎移転とあわせ、本庁舎の 2 階と 4 階に男女平等参画センターの名称を冠した会議室を配置し、団体をはじめとした市民活動を支援する。

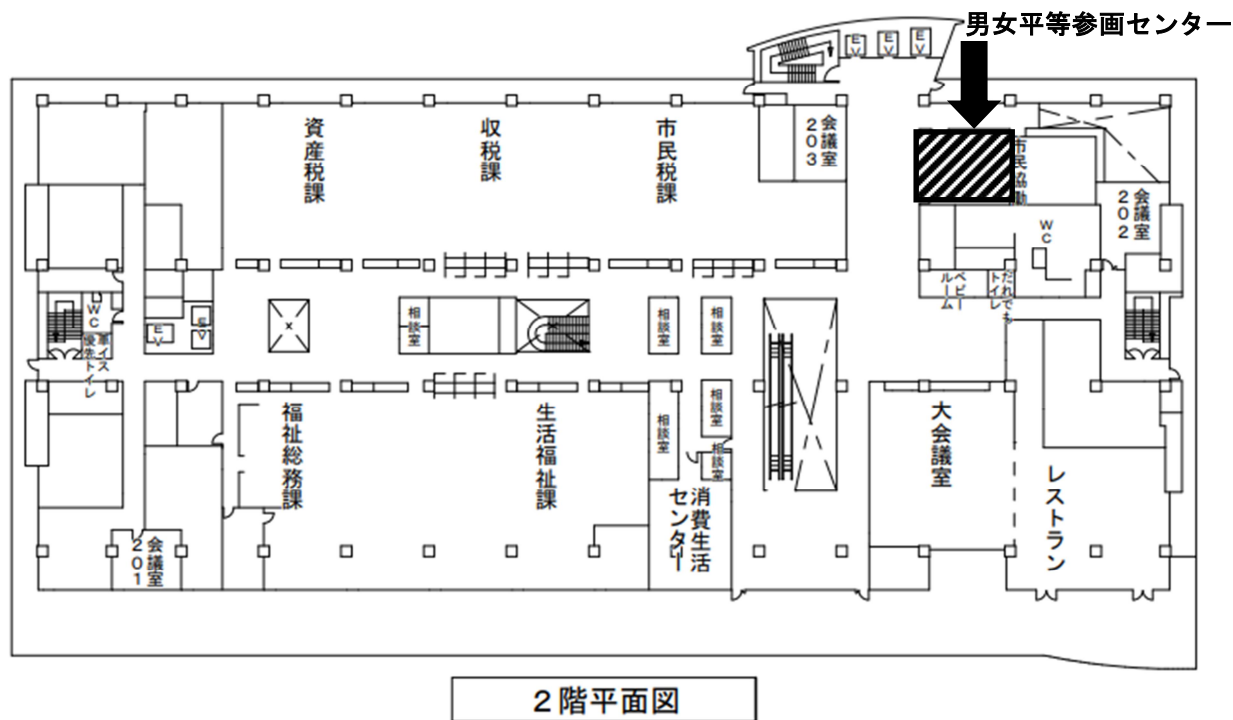
なお、これまでセンターが行っていた事業は、引き続き男女平等参画課において、男女平等参画基本条例に基づき実施する。

名 称	広 さ	設 備
本庁舎 2 階ミーティングルーム	51 m ²	※夜間、土日祝日も利用可
本庁舎 4 階ミーティングルーム	26.7 m ²	※平日昼間の利用 ・パーテーションを配置した オープンスペース

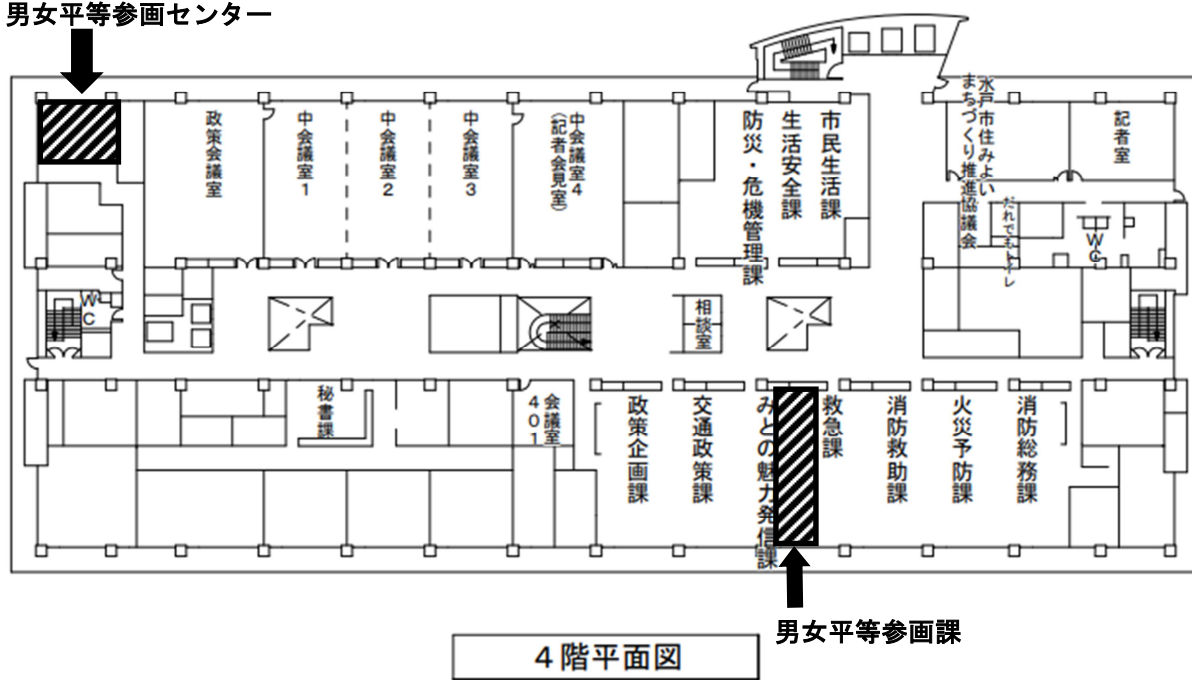
(3) 運営委員会について

公の施設の設置及び管理について定めた男女平等参画センター条例については、その施設がなくなることから、令和 6 年 12 月議会において廃止条例が可決され、令和 7 年 4 月 1 日付で廃止となる。それに併せて、**本条例に基づき定めていた男女平等参画センター運営委員会委員についても、3 月 31 日をもって任期満了となる。**

参考 本庁舎平面図



男女平等参画センター



○水戸市男女平等参画センター条例

平成22年 3 月24日

水戸市条例第 3 号

改正 平成26年12月22日条例第53号

平成27年 3 月24日条例第 9 号

平成27年 3 月24日条例第13号

水戸市男女文化センター条例（平成13年水戸市条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、男女平等参画センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 男女平等参画社会の形成を推進するため、男女平等参画センターを次のとおり設置する。

名称 水戸市男女平等参画センター

位置 水戸市五軒町 1 丁目 2 番12号

（平26条例53・一部改正）

（事業）

第 3 条 水戸市男女平等参画センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 男女平等参画社会の形成のための講演，講座，研修，展示等に関する事。
- (2) 男女平等参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 男女平等についての相談及び助言に関する事。
- (4) 男女平等に関する活動の支援に関する事。
- (5) 男女平等参画社会の形成に向けた勤労女性及び勤労青少年の活動の支援に関する事。
- (6) 施設の利用に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，設置目的の達成に必要な事業に関する事。

（平26条例53・一部改正）

（使用できる者）

第 4 条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通学し、又は通勤する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（使用の許可）

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第8条の2 使用者のうち大会議室の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・追加)

(使用料の減免)

第8条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平26条例53・追加)

(使用料の還付)

第8条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平26条例53・追加)

(原状回復等)

第9条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第8条の規定により使用することができなくなった

ときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平26条例53・一部改正)

(目的以外の使用)

第10条 市長は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。この場合においては、第4条から第8条まで及び前3条の規定を準用する。

- 2 前項の規定において準用する第5条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平26条例53・一部改正)

(損害賠償等)

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(男女平等参画センター運営委員会)

第11条の2 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、水戸市男女平等参画センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平26条例53・追加)

(所掌事項)

第11条の3 委員会は、市長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要な事項について審議する。

(平26条例53・追加)

(組織)

第11条の4 委員会は、関係行政機関又は関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(平26条例53・追加)

(任期)

第11条の5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例53・追加)

(委員長及び副委員長)

第11条の6 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(平26条例53・追加)

(会議)

第11条の7 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26条例53・追加)

(庶務)

第11条の8 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平26条例53・追加，平27条例9・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

付 則 (平成26年12月22日条例第53号)

改正 平成27年3月24日条例第13号

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市男女平等参画センターの使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても、改正後の水戸市男女平等参画センター条例の例により行うことができる。

(水戸市勤労青少年ホーム条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市勤労青少年ホーム条例 (平成4年水戸市条例第40号)

(2) 水戸市男女平等参画センター、勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例 (平成13年水戸市条例第6号)

(3) 水戸市勤労女性センター条例 (平成22年水戸市条例第4号)

(4) 水戸市男女平等参画センター条例の停止に関する条例 (平成23年水戸市条例第40号)

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市男女平等参画センター，勤労女性センター及び勤労青少年ホーム運営委員会条例第3条の規定により委嘱されている委員は，改正後の第11条の4の規定により委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は，改正後の第11条の5の規定にかかわらず，平成27年11月14日までとする。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，付則第3項の規定は，公布の日から施行する。

別表（第8条の2，第10条関係）

（平26条例53・全改）

施設名	使用時間			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
大会議室	6,500円	9,500円	12,000円	28,000円

○水戸市男女平等参画基本条例

平成13年 3 月27日

水戸市条例第33号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 市が行う基本的施策（第9条―第17条）

第2章の2 苦情処理等（第18条―第18条の5）

第3章 男女平等参画推進委員会（第19条―第20条の4）

第4章 補則（第21条）

付則

水戸市は、徳川時代には御三家の一つとして男女ともに文武にわたる進取の気概に支えられ、幕末の危機的な状況から明治維新を経て今日に至るまで発展を遂げてきたが、一方では古い伝統と風習が育^{はぐく}まれてきた都市でもある。

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、男女による性的差別をしてはならないことをうたっている。

古い伝統と風習は、ともすると憲法の理念に反し、固定的な性別役割分業の制約を受ける結果となり、社会のさまざまな分野で男女間の格差を生じさせている。

男女共同参画社会基本法は、少子・高齢化、経済・文化の国際化、情報化等の大きな社会変動と男女の変化の中で、男女の実質的平等を達成することを目指して制定されたものである。

水戸市は、平成8年4月に、全国に先駆け「平等・創造・平和」を基本理念とし男女共同参画都市宣言をした。

平成13年9月開催の『日本女性会議2001みと』を契機とし、宣言を実効性のあるものにし、日常生活において実質的な男女の平等を実現させるため、市・市民・事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに市民参加の下、本条例を議員提案で制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会へ向けての基本理念及びその目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平等、創造及び平和を基調とした心豊かな男女平等参画社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべてのものをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女平等参画に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。
- (6) セクシュアルハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。
- (7) ドメスティックバイオレンス 夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画社会の推進に努めるものとする。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- (3) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (4) 男女がそれぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合えること。
- (5) 男女がそれぞれ政策、方針及び計画の決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- (6) 男女がそれぞれ国際的協調の進展を踏まえ、多様な価値を創造し、形成すること。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女平等参画社会の実現に当たり、次の各号に掲げる事項を目指すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において目指すべき姿

ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭

イ 家族一人一人が固定的な性別役割分業の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭

ウ 家事労働，育児，介護等，従来女性が担ってきた無償労働に対し，必要に応じて経済的評価を与えること。

(2) 学校において目指すべき姿

ア 男女平等が促進されるよう，児童，生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく，それぞれの個性や人権を大切にする学校

イ ジェンダーにとらわれることなく，係，当番等の役割分担が行われ，進学，就職等において，個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校

(3) 地域において目指すべき姿

ア 男女の人権が尊重され，差別なく平等に諸活動に参加し，企画や実践にかかわる地域

イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし，ジェンダーにとらわれることなく，それぞれの行動や考え方が尊重され，意思決定される地域

ウ 女性が積極的に社会参画し，リーダーシップが発揮できる地域

エ 老若男女を問わず，男女平等参画社会について生涯にわたり学習する機会が等しく享受される地域

(4) 職場において目指すべき姿

ア 個人の意欲，能力，個性等が合理的かつ適切に評価され，募集，採用，配置，賃金，昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場

イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し，ゆとりと活力のある家庭生活が保障され，地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場

ウ 男女が等しく，育児又は介護のために時間及び休業を取得でき，仕事と家庭が両立できる職場

エ 妊娠，出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場

オ セクシュアルハラスメントがなく，安心して働ける環境が保障される職場

カ 農業，商業等の自営業において，女性の労働が正当に評価される職場

(5) スポーツ・レクリエーション活動の場において目指すべき姿

ア ジェンダーにとらわれることなく，個人の能力又は個性を発揮し，自由に参画できる活動の場

イ 性別にとらわれることなく，計画及び方針の決定又は指導に平等に参画できる活動の場

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを禁止する。

2 家庭，学校，地域，職場等のあらゆる場においてセクシュアルハラスメントを禁止する。

3 乳幼児から高齢者にいたる男女において，ドメスティックバイオレンス又は虐待を禁止する。

4 広告，ポスター等，公衆に表示するすべての情報において，固定的な性別役割分業，女性に対する暴力及び性の商品化を助長し，又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、男女平等参画の推進のため、市の進めるすべての施策に男女平等参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野で男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女平等参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

第2章 市が行う基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女平等参画の推進のための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、水戸市男女平等参画推進委員会（以下「推進委員会」という。ただし、第19条を除く。）の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、協力を促すものとする。

(平14条例16・一部改正)

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年、施策の実施状況を議会及び推進委員会に報告するものとする。

2 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(平14条例16・一部改正)

(総合的な拠点施設の整備)

第11条 市は、男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し、男女平等参画の取組みを支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第12条 市（関連する団体を含む。以下この条において同じ。）は、男女平等参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、男女平等参画の推進のため、政策決定の機会等において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(市の附属機関における積極的格差是正措置)

第13条 市は、男女平等参画の推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(広報啓発活動)

第14条 市は、男女平等参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

(情報収集)

第15条 市は、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

(市民又は事業者への支援)

第16条 市は、市民又は事業者が実施する男女平等参画を推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、県、他の自治体との連携)

第17条 市は、男女平等参画に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的連携に努めるものとする。

第2章の2 苦情処理等

(平14条例16・章名追加)

(苦情処理)

第18条 男女平等参画の権利若しくは人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的な扱いを受けた市民は、市長に対して苦情を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に対する苦情は、この限りでない。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

第16条に規定する紛争に関する事項

(4) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第102号）第1条に規定する個別労働関係紛争に関する事項

(5) その他市長が調査することが適当でないと認める事項

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、水戸市男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。ただし、次条を除く。）に諮問するものとする。

3 苦情処理委員会は、必要があると認めるときは、諮問された事項について関係者の説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又は資料の提出を求めることができる。

4 市長は、苦情処理委員会の答申を経て当該関係者に助言、指導又は勧告をすることができる。

(平14条例16・全改, 平20条例33・一部改正)

(設置)

第18条の2 前条第1項の規定による申出について, 市長の諮問に応じて調査審議するため, 水戸市男女平等参画苦情処理委員会を置く。

(平14条例16・追加)

(組織等)

第18条の3 苦情処理委員会は, 男女平等参画について優れた識見を有する者のうちから, 市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は, 2年とする。ただし, 補欠により委嘱された委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

3 苦情処理委員会に, 委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は, 苦情処理委員会の会務を総理する。

5 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるとき, 又は会長が欠けたときは, その職務を代理する。

(平14条例16・追加)

(会議)

第18条の4 苦情処理委員会は, 会長が招集し, 会長は, 会議の議長となる。

2 苦情処理委員会は, 委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 苦情処理委員会の議事は, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。

(平14条例16・追加)

(秘密を守る義務)

第18条の5 委員は, 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も, また, 同様とする。

(平14条例16・追加)

(庶務)

第18条の6 苦情処理委員会の庶務は, 市民協働部において行う。

(平14条例16・追加, 平27条例9・一部改正)

第3章 男女平等参画推進委員会

(平14条例16・全改)

(設置)

第19条 男女平等参画について, 市長の諮問に応じて情報を収集し, 及び啓発活動の現状を把握するとともに男女平等参画を推進するため, 水戸市男女平等参画推進委員会を置く。

(平14条例16・全改)

(組織等)

第20条 推進委員会の委員の定数は、30人以内とする。この場合において、男女それぞれの委員の定数は、委員の定数の2分の1を原則とする。

2 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民及び事業者の委員の一部は、公募によるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

5 会長は、推進委員会の会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平14条例16・全改)

(会議)

第20条の2 推進委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 推進委員会、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平14条例16・全改)

(専門部会)

第20条の3 市長は、特別な事項を調査するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第20条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査を行った場合は、当該調査の結果を推進委員会に報告するものとする。

(平14条例16・全改)

(庶務)

第20条の4 推進委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平14条例16・全改、平27条例9・一部改正)

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年9月28日から施行する。

付 則（平成14年3月27日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(水戸市女性行動計画推進委員会条例の廃止)

- 2 水戸市女性行動計画推進委員会条例（平成5年水戸市条例第1号）は、廃止する。

付 則（平成20年7月15日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。